

熊谷市監査委員公告第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和6年8月27日

熊谷市監査委員 富 井 晴 夫

熊谷市監査委員 新 島 一 英

令和6年度上下水道部定期監査結果報告書

1 監査の種類

熊谷市監査基準第2条第1項第1号に掲げる監査

2 監査の対象

(1) 対象部局等

経営課、水道課、下水道課

(2) 対象事務

令和5、6年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

- (1) 収入事務
 - ① 帳票等と現金は突合しているか。
 - ② 必要な帳簿類は整備されているか。
 - ③ 納入の通知は適正に行われているか。
 - ④ 債権管理は適正に行われているか。
- (2) 支出事務
 - ① 必要な手続は行われているか。
 - ② 適正な支出となっているか。
- (3) 契約事務
 - ① 安易に随意契約を採用していないか。
 - ② 契約の履行に問題はないか。
 - ③ 完了報告を漏れなく受領しているか。
 - ④ 検査結果通知書等は作成されているか。
- (4) 工事
 - ① 業者の選定は適切か。
 - ② 工事の実施は計画的に行われているか。
- (5) 財産管理
 - ① 返納手続をせずに処分していないか。
 - ② 備品の登録に漏れはないか。
- (6) その他 事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

4 監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

主な監査項目

(1) 収入事務

- ① 現金出納簿
- ② 水道料金の徴収に関する書類
- ③ 下水道使用料の徴収に関する書類
- ④ 水道料金及び下水道使用料の不納欠損処分に関する書類
- ⑤ 設計審査手数料
- ⑥ 工事検査手数料
- ⑦ 防災・安全社会資本整備交付金
- ⑧ 下水道事業受益者負担金（滞納繰越分、不納欠損分含む）領収書・督促状なども含む関係書類
- ⑨ 農業集落排水事業受益者分担金（滞納繰越分、不納欠損分含む）領収書・督促状なども含む関係書類
- ⑩ 農業集落排水施設使用料（滞納繰越分、不納欠損分含む）領収書・督促状なども含む関係書類

(2) 支出事務

- ① 配水施設漏水その他修繕料
- ② 配水管維持管理及び給水経費「給水施設漏水その他修繕」

(3) 契約事務

- ① 水道料金等徴収業務委託
- ② 企業会計システム機器保守業務委託
- ③ 江南浄水場水質自動監視装置保守点検業務委託
- ④ 防災行政無線局保守業務委託
- ⑤ 熊谷市公共下水道台帳作成業務委託
- ⑥ 資材価格特別調査業務委託

(4) 工事

- ① 久保島・小島地内送水管布設工事
- ② 元荒川第3処理分区下水道工事（第3工区）

(5) 財産管理

備品台帳

(6) その他

- ① 出勤簿
- ② 時間外勤務集計データ
- ③ 郵便切手受払簿
- ④ 水道料金及び下水道使用料の滞納状況関係書類
- ⑤ 毒物劇物危険防止規定及び薬剤等についての管理状況関係書類
- ⑥ 準公金関係書類

5 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局、経営課、水道課、下水道課、東部浄水場、水道庁舎 3 階会議室

(2) 監査期間

令和 6 年 5 月 1 7 日から令和 6 年 6 月 2 8 日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 収入事務

農業集落排水事業受益者分担金について、納期限までに納付がなかった者に対して、督促が行われていなかったため、地方自治法第 2 3 1 条の 3 に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【下水道課】

(2) 支出事務

指摘事項なし。

(3) 契約事務

① 企業会計システム機器保守業務委託について【経営課】

ア 随意契約とする根拠法令が適正ではなかったため、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 及び熊谷市水道事業及び下水道事業契約規程に基づき適正な事務処理を行うべきである。

イ 農業集落排水事業の追加に伴い、変更契約を締結しているが、契約名及び契約金額が 3 0 % を超えていたため、財務会計テキストに基づき適正な事務処理を行うべきである。

② 江南浄水場水質自動監視装置保守点検業務委託について、5 0 万円を超える業務が随意契約されていたため、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 及び熊谷市水道事業及び下水道事業契約規程に基づき適正な事務処理を行うべきである。【水道課】

③ 防災行政無線局保守業務委託について、徴取した見積書や経歴書に日付の記入がないものや鉛筆書きであったものが見受けられたため、適正な事務処理を行うべきである。【水道課】

④ 熊谷市公共下水道台帳作成業務委託について、随意契約とする根拠法令が適正ではなかったため、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 及び熊谷市水道事業及び下水道事業契約規程に基づき適正な事務処理を行うべきである。【下水道課】

(4) 工事

指摘事項なし。

(5) 財産管理

① すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたため、適正な事務処理を行

うべきである。

【下水道課】

- ② 公印が備品台帳に登録されていなかったのもので、適正な事務処理を行うべきである。

【経営課、下水道課】

- ③ 公印の管理について、実在する公印の数が規則と一致していなかったのもので、熊谷市公印規則に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【経営課、下水道課】

(6) その他

指摘事項なし。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7 意見

(1) 劇物の管理について

劇物の使用がある江南浄水場について、「熊谷市水道事業 毒物劇物危害防止規定」が作成され施行された。引き続き、規定に基づく適正な管理に努められたい。

(2) 債権管理の適正化について

使用料については、様々な納付方法を選択でき、利用者にとっての利便性が高い一方で、口座振替の方が他の納付方法よりも収納率が高いことから、下水道事業受益者負担金も含め、口座振替の利用を推奨し、滞納発生の抑制及びさらなる収納率の向上に努められたい。

また、令和5年度中に、納税課・債権管理係と連携し、下水道事業受益者負担金の債権回収を行った。上下水道部所管の債権について、引き続き、債権の発生から督促、催告、差押え、換価、不納欠損に至る厳正・的確な滞納整理を実施されたい。

(3) 東部浄水場施設の景観について

現地監査を行った際、処理施設内に赤さびが付着している箇所があった。当該施設は小学生などの施設見学も行われ、衛生面において不安を感じる印象を与えかねないことから、景観にも気を配った施設管理を望むものである。

(4) 能登半島地震に対する支援について

令和6年1月に発生した能登半島地震において、上下水道部の職員が被災地へ派遣され、給水活動や被災状況の調査などの復旧支援が行われた。このことについて、深く敬意を表するとともに、本市においても、引き続き災害等に備えた上下水道設備の機能確保に努めていただきたい。